

東広島市立板城西小学校

いじめ防止基本方針

—すべての児童が生き生きと、安心・安全に学校生活を送れるように—

1 策定の主旨

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。本校においても、「自分さえよければ」と言った自己中心的な考えの児童が多く、相手の思いを汲みとれず、トラブルやいじめに発展するケースが多い。また、メールによる誹謗中傷などの陰湿ないじめが発生し、いじめはますます複雑化、潜在化している。

こうした中、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、学校長のリーダーシップのもと、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。このため、本校では、いじめの早期発見の手立てやいじめが起きた場合の対応の在り方等のポイントを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を加え、いじめ問題を学校全体として正しく理解するために「いじめ防止基本方針」としてここに作成した。

2 いじめの定義

<いじめとは>

「いじめ」とは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童の問題行動等児童指導上の諸問題に関する調査」による】

3 いじめ防止に対する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組む。

いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑥は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは学校、家庭、地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(1) 未然防止

「いじめが起こらない学級・学校」を目指し、未然防止に取り組む。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

① 実態把握

- ・児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高める。
- ・児童及び保護者への意識調査を、教職員間や学校間で適切に引き継ぐ。

② 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

- ・教職員の協力・協働体制の確立
- ・自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

③ 道徳教育の充実

④ 保護者や地域の方への働きかけ

(2) 早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のために日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない能力を向上させることが求められている。また、児童に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者と連携して情報を収集する。

早期発見のための手だて

- ・日々の観察
- ・教育相談
- ・いじめアンケートの実施

(3) 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童を守ることを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

4 実施体制

校務運営規程第20条に次のように定める。

(いじめ防止委員会)

第20条 いじめを早期に発見し、いじめ防止に向けた取組を推進していくため、いじめ防止等に係るいじめ防止委員会を設置する。

- 2 いじめ防止委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、外部講師（心のサポーター・スクールカウンセラー）、その他校長が認める職員をもって構成する。
- 3 年2回の児童・保護者アンケートや日々の児童観察によって、いじめの実態把握をする。
- 4 いじめの実態があったときは、速やかに校長へ報告するとともに、他への守秘を厳守する。
- 5 校長は、相談を受けた場合、速やかに事実を確認し、市教育委員会青少年育成課への報告等、必要な措置を講ずるものとする。
- 6 いじめの未然防止のために、児童の心を耕す取組を推進する。

5 具体的な取組

いじめ防止に係る全体計画・いじめ防止のための年間計画による。（別紙参照）

6 重大事態への対応について

<いじめ対応の基本的な流れ>

- ① 複数の教職員で現場に急行し、事態を収拾するとともに、校長に報告する。
- ② 当該児童から迅速に事情を聴き、事実関係を正確に把握する。
（当該児童が複数の場合は別々に事情を聴く。）
- ③ 重大な事件・事故は、速やかに警察等に連絡する。救急措置が必要な場合は、救急車を要請する。
- ④ 重大な問題行動に対しては、プロジェクトチームをつくり、生徒指導主事等が中心となって組織的に対応する。
- ⑤ 職員会議において、校長が事件・事故の状況を説明し、対応方針、教職員の役割分担、今後の対応・日程等について指示する・
- ⑥ 全校児童への対応については、混乱を起こさないこと、プライバシーを守ることが基本に行う。被害児童及び保護者の了解を取っておくことが必要。
- ⑦ 二度と事件・事故を起こさないための未然防止の在り方について検討する。
- ⑧ 積極的生徒指導の推進
 - 道徳の時間等を通じて、心を育む指導の充実
 - 日常の状況把握
 - 事後の児童の様子に目を配るとともに、いじめを許さない学校づくりのための職員研修を継続する。

問題行動・いじめ発生時の対応マニュアル

スピードが大切！ しかし、拙速な対応は、事態を悪化させる！

